# 「相続診断士®」試験問題

お名前

＜注意事項＞

①試験問題は、試験監督者の指示があるまで開かないでください。

②試験問題用紙は、問題用紙と解答用紙からなっています。解答はすべて解答用紙に記入してください。

③解答用紙に、氏名を必ず記入してください。

④問題数（＝解答数）は合計 60 問です。

⑤試験問題は、2020 年 1 月 1 日現在施行（法令の効力が発効）の法令に準拠しています。

⑥試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。

⑦問題用紙に印刷の不鮮明や乱丁・落丁があった場合は、お申し出ください。

⑧携帯電話の電源は切っておいてください。

⑨不正行為があった場合は、試験を停止させていただきます。

⑩その他、退室等は試験監督者の指示に従ってください。

⑪試験結果の通知に関して、誤答箇所等についての問い合わせには一切お答えできません。

⑫写真付き身分証明書を通路から見える所へ提示して下さい。

⑬試験問題は試験終了時に必ずご返却ください。

0820210407

JiDA™
Japan Inheritance Diagnosis Association

**第 1 問　次の関連業法とコンプライアンスに関する各文章（問 1 〜問 10）を読んで、正しいものまたは適切なものには〇を、誤っているものまたは不適切なものには × を、解答用紙に記入しなさい。（各 1 点）**

（問 1）　弁護士資格を有しない相続診断士が、有償で相続に関する個別法律相談を受けることは弁護士法に抵触する。

（問 2）　弁護士資格を有しない相続診断士であっても、争いが起きそうな相続の相談を受けた場合、公正証書遺言の作成に関与することができる。

（問 3）　弁護士資格を有しない相続診断士であっても、顧客の家族構成や財産の状況をヒアリングすることは、直ちに弁護士法には抵触しない。

（問 4）　税理士資格を有しない相続診断士が、相続税についてのセミナーの講師を務めても、一般的な制度の紹介、解説であれば、税理士法に抵触しない。

（問 5）　税理士資格を有しない相続診断士が、顧客の相続税に関する相談を受け、相続税の試算や助言を行うことは、直ちに税理士法に抵触しない。

（問 6）　公正証書遺言作成の証人となれる者は、弁護士及び司法書士の資格を有する者のみである。

（問 7）　司法書士資格を有しない相続診断士は、無償であっても、遺産分割協議により不動産の名義を被相続人から相続人へ変更する相続登記（権利登記）の申請を行うことができない。

（問 8）　司法書士資格を有しない相続診断士でも任意後見人になることができる。

（問 9）　遺言執行者の就任は、司法書士のみが業として行うことができる。

（問 10）　相続診断士は、顧客との契約により後見人となることができるほか、任意後見契約を前提とした見守り契約を締結し、被後見人となる方をサポートすることができる。

**第２問　次の相続の関連法規に関する各文章（問 11 ～問 25）を読んで、正しいものまたは適切なものには〇を、誤っているものまたは不適切なものには × を、解答用紙に記入しなさい。（各 2 点）**

（問 11）　相続の開始により相続人に引き継がれる被相続人の財産上の一切の権利義務には、被相続人の保証債務も含まれる。

（問 12）　被相続人の相続開始時において胎児がある場合の相続については、胎児は既に生まれたものとみなされる。

（問 13）　相続人の一人が、遺言書を偽造した場合には、当該相続人は当然に相続廃除される。

（問 14）　被相続人に配偶者及び子がなく、直系尊属及び兄弟姉妹も死亡している場合には、被相続人の兄弟姉妹の子（甥、姪）が相続人となる。

（問 15）　秘密証書遺言は、自筆にて作成しなければならない。

（問 16）　将来相続人となるべき者は、相続開始前に家庭裁判所の許可を得て、遺留分を放棄することができる。

（問 17）　相続の放棄は、相続開始を知った時から 4 か月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。

（問 18）　限定承認とは、相続人が相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることである。

（問 19）　相続人が相続財産の全部を処分したときは、単純承認したものとみなされる。

（問 20）　普通養子の法定相続分は、実子の相続分の 2 分の 1 である。

（問 21）　公正証書遺言の作成には、最低 1 名の証人が必要となる。

（問 22）　家庭裁判所の検認手続きを経ることなく、自筆証書遺言を開封した場合には、当該遺言書は無効となる。

（問 23）　自筆証書遺言は、被相続人本人が、ワープロ、コンピュータその他の端末で作成し、最後に日付と名前を自書すれば適法な遺言書となる。

（問 24）　遺留分権利者は、配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹である。

（問 25）　遺産分割における代償分割とは、相続財産を金銭に換価して、その代金を分割する方法である。

**第３問　次の相続税に関する各文章（問 26 ～問 35）を読んで、正しいものまたは適切なものには〇を、誤っているものまたは不適切なものには × を、解答用紙に記入しなさい。（各 2 点）**

（問 26）　被相続人が生前に購入した墓石は、相続税法上、非課税財産として扱われる。

（問 27）　葬儀の際に支出した香典返しの費用は、相続税の計算上債務控除の対象になる。

（問 28）　家具や自家用車は、相続税の課税の対象とはならない。

（問 29）　課税価格の合計額が相続税の基礎控除額以下であった場合でも、相続税の申告において、申告書の提出が必要となることがある。

（問 30）　相続税の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内とされている。

（問 31）　相続時精算課税制度を適用して移転した財産は、相続税の計算において相続開始時の時価で評価される。

（問 32）　契約者及び保険料の負担者が乙、被保険者を甲とする死亡保険金は、甲の相続財産とみなされる。

（問 33）　被相続人の死亡後３年以内に支給が確定した死亡退職金は、相続税の課税対象となる。

（問 34）　会社の役員が相続開始時において有していたその会社に対する貸付金は、無利息で貸し付けていた場合は相続財産にはならない。

（問 35）　被相続人の孫が被相続人の養子となっている場合において、被相続人の子（孫の父）が生存しているときは、その孫は相続税の 2 割加算の対象となる。

**第４問　次の各文章（問 36）～（問 40）の１～３の中から正解肢を選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。（各 2 点）**

（問 36）贈与税に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
１．贈与税の暦年課税の基礎控除額は１１０万円である。
２．贈与税率は、1 種類の累進税率によって課税される。
３．贈与税の申告期限は、贈与を受けた年の翌年２月１日から３月１５日までとなっている。

（問 37）相続時精算課税に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
１．贈与時において､贈与者は 60 歳以上の親又は祖父母がこの制度を利用できる。
２．特別控除額は 2,500 万円で、贈与した金額の累計額がこれに達するまでは贈与税がかからず何度でも贈与が可能である。
３．相続時精算課税制度を選択した年以後は、基礎控除 110 万円の暦年課税への変更はできない。

（問 38）贈与税の配偶者控除に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
１．贈与税の配偶者控除は、課税価格から最高２，０００万円まで控除することができる。
２．配偶者からの贈与において、控除しきれなかった贈与税の配偶者控除額は、翌年以後に繰り越すことができる。
３．贈与税の配偶者控除は、居住用不動産の贈与についてのみ適用を受けることができる。

（問 39）相続税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
１．相続税の申告書は、相続人の代表がこれに署名捺印して提出する。
２．被相続人の死亡により生じた未支給の公的年金は、相続税の課税の対象にならない。
３．被相続人の保証債務の額は、相続税の財産の価格の計算上控除することができる。

（問 40）相続税の納税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
１．相続税の納税方法は、原則として金銭による一括納付でなければならない。
２．相続税の納税方法において、金銭による一括納付が十分に可能であったとしても、延納で納税することができる。
３．相続税を延納する場合には、延滞税が課税される。

**第５問　相続税に関する以下の文章について、各空欄（問 41）～（問 49）に、それぞれの語群から適切な回答を選んで、その記号を記入しなさい。（各１点）**

１、相続または「（問４１）」により取得した財産の価格
　＋
２、死亡保険金、死亡退職金等いわゆる「（問４２）」財産の価格
　△（マイナス）
３、非課税財産の価格
　＋
４、「（問４３）」制度の適用を受け、贈与を受けた財産の価格
　△（マイナス）
５、被相続人の債務及び葬式費用の額
　＋
６、被相続人からの相続開始前３年以内の「（問４４）」財産の価格
　↓
相続税の課税価格
　↓
課税遺産総額 ＝ 各相続人等の課税価格の合計額 － 遺産に係る「（問４５）」額

７、各法定相続人の取得金額 ＝ 課税遺産総額 × 各法定相続人の「（問４６）」
　↓
８、各法定相続人の相続税額 ＝ 各法定相続人の上記７の取得金額 × 税率
　↓
９、相続税の総額 ＝ 各法定相続人の上記８の相続税額の合計額
　↓
１０、各人の相続税額の算出 ＝ 相続税の総額 × 各人の（問４７）/（問４７）の合計額
　↓
１１、各人の納付税額 ＝ 各人ごとの上記１０の算出税額
　＋
相続税額の「（問４８）」・・・配偶者、一親等の血族、代襲相続人たる孫以外の者が財産を取得した場合
　△（マイナス）
各種「（問４９）」・・・未成年者控除、相次相続控除など

＜語群＞

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| イ．税額控除 | ロ．課税価格 | ハ．寄与分 | ニ．遺贈 | ホ．基礎控除 |
| ヘ．代襲相続 | ト．法定相続分 | チ．３割加算 | リ．贈与 | ヌ．２割加算 |
| ル．みなし相続 | ヲ．暦年課税 | ワ．相続時精算課税 | | |

**第６問　相続税に関する以下の文章について、各空欄（問５０）～（問５２）に、それぞれの語群から適切な回答を選んで、その記号を記入しなさい。（各１点）**

１．相続税の申告書の納税地は、「(問 50)」を所轄する税務署に提出する。
（イ . 被相続人の住所地　ロ．被相続人が死亡した場所　ハ．相続人の代表者の住所地）

２．「(問 51)」は、みなし相続財産として相続税の課税対象となる。
（イ．所得税の還付税額　ロ．死亡保険金　ハ．定期預金の利子）

３．相続人が、被相続人から相続開始前「(問 52)」以内に贈与を受けた生前贈与財産は、相続財産に加算される。
（イ．２年　　ロ．３年　　ハ．４年）

**第７問　次の親族関係図において、被相続人が平成 27 年１月１日以降に死亡した場合、民法で規定されている法定相続人と法定相続分の組み合わせとして次の１から４の記述のうち、正しいものはどれか。（各３点）**

（問 53）

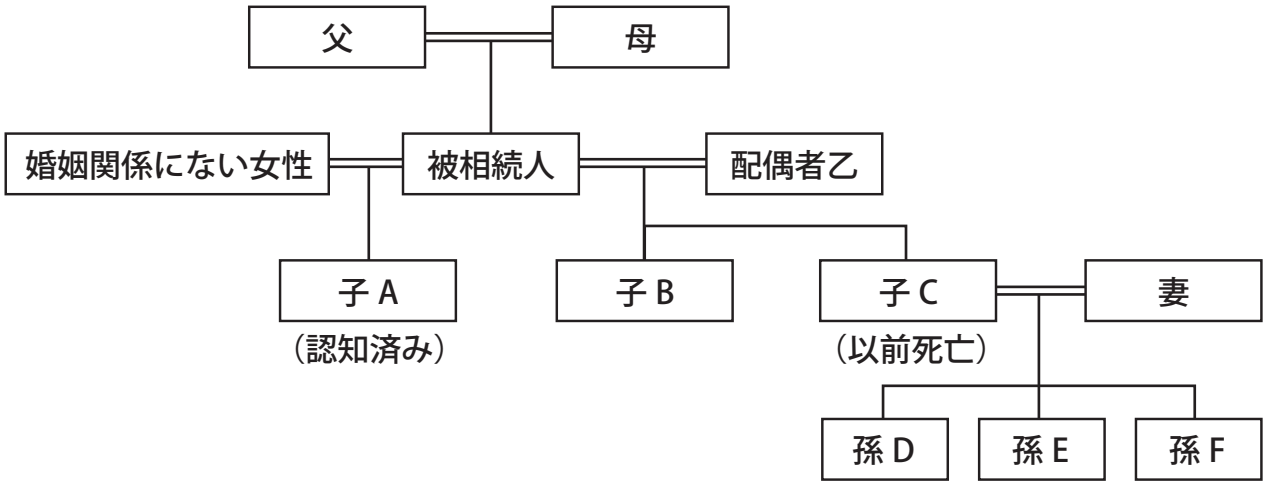


１．　乙 １／２、A １／４、B １／４
２．　乙 １／２、A １／１０、B １／５、D １／１５、E １／１５、F １／１５
３．　乙 １／２、A １／６、B １／６、D １／１８、E １／１８、F １／１８
４．　乙 １／２、B １／４、D １/１２、E １/１２、F １/１２

（問 54）

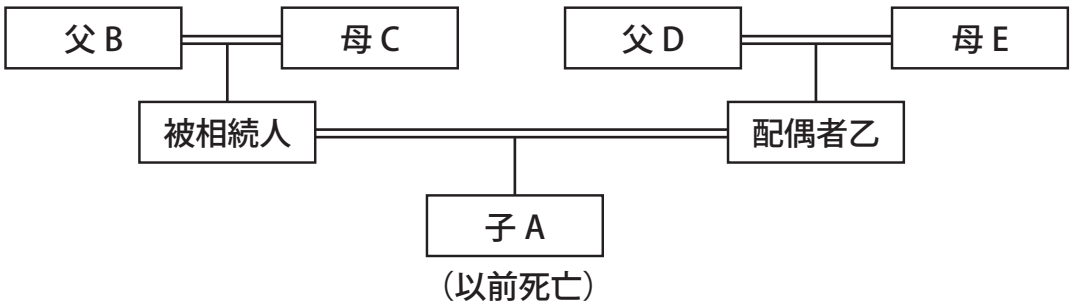


１．　乙 １／２、B １／４、C １／４
２．　乙 １／２、B １／８、C １／８、C １／８、D １／８、E １／８
３．　乙 ２／３、B １／６、C １／６
４．　乙 ２／３、B １／１２、C １／１２、D １／１２、E １／１２

**第 8 問　被相続人甲の相続について、配偶者乙からヒアリングをしたところ下記ア～キまでの事実が判明した。この事実に基づいて民法で規定されている法定相続人と法定相続分を判断する場合、その組み合わせとして正しいものは，次の１から４の記述のうち、どれか。（各 2 点）**

（問 55）

ア　甲乙夫婦には子Ｅ及びＦがいる。
イ　甲の父Ａ及び母Ｂは既に死亡しており、甲の直系尊属はいない。
ウ　甲には兄Ｃ及び弟Ｄがいる。
エ　Ｅは、Ｇと結婚しており，子Ｉ及びＫがいる。
オ　Ｆは、Ｈと結婚している。
カ　Ｅは、甲の相続について法定期間内に相続放棄の申述を家庭裁判所に行った。
キ　Ｆは、甲が死亡する前に既に死亡していた。

１．乙 １／２、I １／４、K １／４
２．乙 １／２、H １／４、I １／８、K １／８
３．乙 １／２、H １／２
４．乙 ３／４、C １／８、D １／８

**第 9 問**　次の親族関係図において、相続税の基礎控除額として正しいものはどれか。
（平成 27 年 1 月 1 日以降開始する相続を前提とする。）（各 2 点）

（問 56）

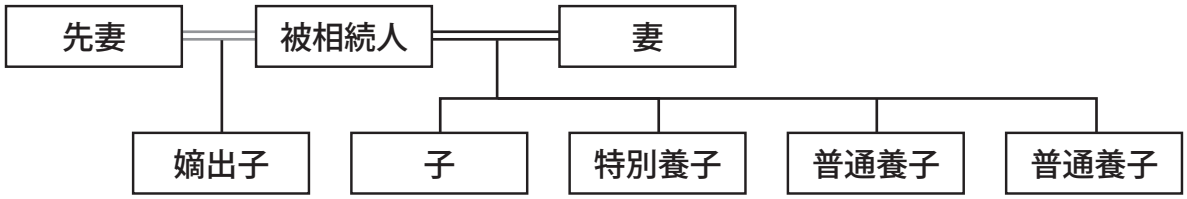


１．４，８００万円
２．５，４００万円
３．６，０００万円
４．６，６００万円

（問 57）

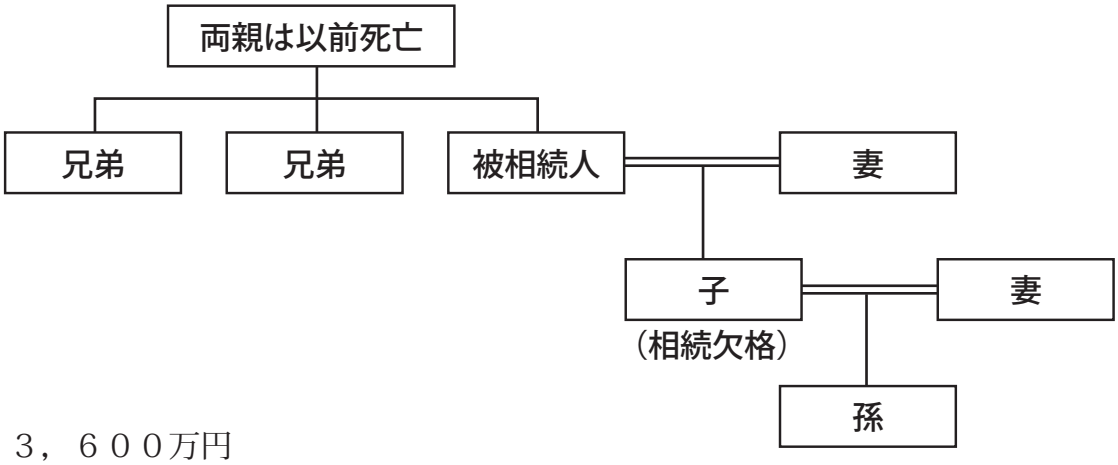


１．３，６００万円
２．４，２００万円
３．４，８００万円
４．５，４００万円

**第 10 問　相続税の計算において、宅地等の評価につき設けられている小規模宅地等の特例の適用に関して述べる次の記述につき、正しいものには○を、誤っているものには × をつけなさい。（平成 27 年 1 月 1 日以降開始する相続を前提とする。）（各 2 点）**

（問 58）　被相続人の居住用宅地等をその同居親族が取得し、相続税の申告期限までその宅地等を保有し、居住を継続した。

→小規模宅地等の特例の適用を受けられ、330 ㎡まで 80％評価減となる。

（問 59）　被相続人の居住用宅地等を配偶者が取得し、相続税の申告期限までその宅地等を保有したが、居住は継続しなかった。

→小規模宅地等の特例の適用を受けられない。

（問 60）　特定同族会社の物品販売業の用に供される宅地等をその会社の役員で当該会社の発行済株式のすべてを有する親族が取得し、相続税の申告期限までその宅地等を保有し、既存の事業を継続した。

→小規模宅地等の特例の適用を受けられ、400 ㎡まで 50％評価減となる。